

令和2年松前町告示第31号

松前町社会体育大会出場選手育成助成金交付要綱を次のとおり公表する。

令和2年3月31日

松前町長 岡 本 靖

松前町社会体育大会出場選手育成助成金交付要綱

(目的)

第1条 この要綱は、社会体育大会に出場する町内在住の選手で構成する団体(以下「団体」という。)に対し、町が予算の範囲内において松前町社会体育大会出場選手育成助成金(以下「助成金」という。)を交付することにより、町民の体力及び競技力の向上を促進することを目的とする。

(助成対象大会)

第2条 助成金の対象となる大会(以下「対象大会」という。)は、次に掲げる大会とする。

- (1) 愛媛スポーツ・レクリエーション祭
- (2) 伊予地区軟式野球大会
- (3) 愛媛県スポーツ少年団大会

(助成金の額)

第3条 助成金の額は、対象大会に出場する団体の監督及び選手1人につき2,000円(選手が小学生の場合にあっては、1,000円)を乗じて得た額を上限とする。

(助成金の交付申請)

第4条 助成金の交付を受けようとする団体は、社会体育大会出場選手育成助成金交付申請書(様式第1号)に次に掲げる書類を添えて、町長に提出しなければならない。

- (1) 実施計画書(様式第2号)
- (2) 出場予定選手名簿(様式第3号)
- (3) 大会要綱
- (4) 大会出場に要する経費の内訳
- (5) その他町長が必要と認める書類

(助成金の交付決定)

第5条 町長は、前条の規定により申請書の提出があった場合は、その内容を審査の上、適当と認めるときは助成金の交付を決定し社会体育大会出場選手育成助成金交付決定通知書(様式第4号)により、不適当と認めるときはその旨を申請した団体に通知するものとする。

(助成金の変更承認)

第6条 前条の規定により助成金の交付決定を受けた団体(以下「助成団体」という。)は、第4条の規定により提出した書面の内容を変更しようとするときは、あらかじめ社会体育大会出場選手育成助成金変更承認申請書(様式第5号)を町長に提出し、その承認を受けなければならない。

2 町長は、前項の規定により変更承認申請書の提出があった場合は、その内容を審査し、適当と認めるときは社会体育大会出場選手育成助成金変更承認通知書(様式第6号)により、

不相当と認めたときはその旨を当該団体に通知するものとする。

(申請の取下げ)

第7条 助成団体は、第5条の規定による助成金の交付決定を受けた後に当該助成金が不要となったときは、速やかに書面によりその旨を町長に届け出なければならない。

(助成金の請求)

第8条 助成団体は、対象大会の終了日から起算して30日以内に社会体育大会出場選手育成助成金請求書(様式第7号)に次に掲げる書類を添えて、町長に提出しなければならない。

(1) 社会体育大会実績報告書(様式第8号)

(2) 大会出場報告書(様式第9号)

(3) 出場選手名簿(様式第10号)

(助成金の交付)

第9条 町長は、前条の規定により助成金請求書の提出があった場合は、その内容を審査し、相当と認めるときは、助成団体の指定する金融機関等の口座に振り込むことにより助成金を交付する。

(目的外使用の禁止)

第10条 助成団体は、助成金を他の目的に使用してはならない。

(助成金交付決定の取消し等)

第11条 町長は、助成団体が次のいずれかに該当したときは、助成金の交付の全部又は一部を取り消すことがある。この場合において、既に助成金が交付されているときは、その全部又は一部の返還を命ずるものとする。

(1) この要綱に違反したとき。

(2) 不正な方法により交付を受けたとき。

(3) 他の目的に使用したとき。

(助成金の関係書類の保管)

第12条 助成団体は、関係書類を整理し、対象大会の終了日の属する年度の翌年度の初日から起算して5年間保管しなければならない。

(補則)

第13条 この要綱に定めるもののほか、助成金の交付に関し必要な事項は、別に定める。

附 則

(施行期日)

1 この要綱は、令和2年4月1日から施行する。

(有効期限)

2 この要綱は、令和5年3月31日限り、その効力を失う。ただし、第9条の規定については同年5月31日まで、第11条及び第12条の規定については同条で定める期間が満了する日まで、なおその効力を有する。